

高齢者医療制度について (本日の議題に関する参考資料)

平成21年2月24日
厚生労働省保険局

I 検討会への提出をご依頼いただいた資料について

① 被用者保険の納付金等に係る負担の保険料率換算(第3回、権丈委員)	
I. 現行制度における前期高齢者に係る負担の保険料率換算	1
II. 前期高齢者の財政調整の仕組みを75歳以上にも拡大した場合	2
② 前期高齢者医療給付費に係る財源構成の変化(第4回、権丈委員)	
I. 前期高齢者医療給付費に定率公費(5割)を導入した場合の財源構成の変化	3
II. 前期高齢者医療を長寿医療制度と同様の仕組みにした場合の財源構成の変化	4
③ 被用者保険の65歳以上の被扶養者に係る割増保険料率(第3回、権丈委員)	6
④ 日・独・仏における被用者保険(医療)における保険料率及び労使負担割合(第4回、権丈委員)	7
⑤ 健康保険組合の保険料率一覧(第4回、権丈委員)	8
⑥ 高齢者の患者負担割合を1割に変更した場合の医療費・医療給付費の変化(第3回、権丈委員)	9
⑦ 日本とドイツにおける老人と若人の1人当たり医療費(第4回、川渕委員、権丈委員)	10
⑧ 後期高齢者診療料の実施状況と政策評価の進め方(第4回、川渕委員)	11
⑨ 後期高齢者診療料と老人慢性疾患外来総合診療料の比較(第4回、川渕委員)	13
⑩ 終末期医療に係る客観的なデータに基づく医療費の分析及び国際比較(第4回、川渕委員、権丈委員)	14
⑪ 10年間の救急搬送人員の変化(第4回、権丈委員)	17
⑫ 救急搬送人員について(富山県)(第4回、権丈委員)	19

II 論点整理に関する資料について

① 後期高齢者負担率等の改定について	20
② 政府管掌健康保険の被保険者であった方の所得状況	22
③ 長寿医療制度の保険料の均等割を廃止した場合	23
④ 所得割の算定における旧ただし書き方式と住民税方式の比較	24
⑤ 長寿医療制度の賦課限度額の設定の考え方について	25
⑥ 資格証明書の交付について	26

被用者保険の納付金等に係る負担の保険料率換算

資料 I -①

(第3回高齢者医療制度に関する検討会 提出資料)

I. 現行制度における前期高齢者に係る負担の保険料率換算（平成20年度）

	被用者保険 計	協会健保	組合健保
前期高齢者に係る負担(満年度) ① ＜前期高齢者給付費＋前期高齢者納付金＞	3. 3兆円	1. 5兆円	1. 3兆円
総報酬 ②	194兆円	77兆円	88兆円
保険料率換算 ①／②	1. 7% [1. 6%]	2. 0% [1. 7%]	1. 5% (0. 8%～2. 5%)

注1: 前期高齢者納付金には前期高齢者が負担する後期高齢者支援金の財政調整に係る分を含む。

2: 協会健保の保険料率換算の[]は協会健保の国庫負担分(75歳以上分の16.4%及び75歳未満分の13%)を除いたものである。

3: 健保組合の()は、健保組合の保険料率換算について、組合ごとの加入者1人当たり総報酬の格差による変動範囲を粗く計算したものである。

Ⅱ. 前期高齢者の財政調整の仕組みを75歳以上にも拡大した場合 (平成20年度の医療給付費等を基礎とした極めて粗い計算)

資料 I -①

<前提条件>

(第3回高齢者医療制度に関する検討会 提出資料)

○ 現行の長寿医療制度の加入者は、長寿医療制度導入前の制度に加入するものとし、前期高齢者の財政調整の仕組みを75歳以上にも拡大して適用。

○ 高齢者の医療給付に対する公費負担については次の2ケースを仮定。

ケースI：高齢者の医療給付に対して5割の公費負担なし

ケースII：現行の長寿医療制度の医療給付に対して5割の公費負担(現役並み所得者の公費負担なし)

		被用者保険	協会健保	組合健保
65歳以上医療給付に係る負担 (5割公費を除く) <65歳以上給付費+納付金>	ケースI ①	9.4兆円	4.7兆円	3.6兆円
	ケースII ②	6.5兆円	3.2兆円	2.5兆円
総報酬	③	196兆円	78兆円	88兆円
保険料率換算 (5割公費を除く)	ケースI ①／③	4.8% [4.4%]	6.1% [5.2%]	4.0% (2.2%~6.8%)
	ケースII ②／③	3.3% [3.1%]	4.1% [3.5%]	2.8% (1.5%~4.7%)

注1:協会健保の保険料率換算の[]内は納付金に係る協会健保の国庫負担分(75歳以上分の16.4%及び75歳未満分の13%)を除いたものである。

2:健保組合の()は、健保組合の保険料率換算について、加入者1人当たり総報酬の格差による変動範囲を粗く計算したものである。

3:現行の長寿医療制度の給付に対する公費(支援金に対する公費及び保険料軽減等に対する公費を除く)は、現役並み所得者には公費がつかないことから長寿医療制度の給付費に対する割合は46%(平成20年度)となっている。したがって、今回の試算においては、公費割合を46%とした。

4:納付金は、平成20年度における前期高齢者納付金及び平成20年3月分の老人保健の給付費及び拠出金を年度換算したものを基礎に算出。

5:総報酬は、平成20年度の総報酬を基礎に75歳以上の被保険者本人が長寿医療制度導入前の制度に加入することにより1%増加すると仮定した。

前期高齢者医療給付費に係る財源構成の変化

資料 I -②

I 前期高齢者医療給付費に定率公費(5割)を導入した場合の財源構成の変化

(単位:兆円)

前期高齢者 給付費	現行制度	財源内訳						定率公費 (5割)	
		協会健保		組合健保、共済等		国保			
		保険料	公費	保険料	保険料	公費	公費		
	現行制度	5.2	1.3	0.2	1.7	1.0	1.0	—	
前期高齢者に 定率公費(5割) を導入した場合		5.2	0.7	0.1	0.9	0.5	0.5	2.4	

※ 平成21年度予算ベース

注1:現行の長寿医療制度は、現役並み所得者は5割公費がないことから、給付に対する定率公費の割合は平成21年度予算ベースで47%となっている。したがって、今回の試算では、前期高齢者の給付に対する公費割合を47%と仮定。

注2:市町村国保の公費割合は50%として試算しており、市町村国保の保険料軽減等に対する公費の影響については考慮していない。

資料 I -②

II 前期高齢者医療を長寿医療制度と同様の仕組みにした場合の財源構成の変化

○ 前期高齢者医療給付費の財源 … 前期高齢者の保険料2割、公費5割、支援金3割と仮定

〔現行制度において、前期高齢者の保険料は前期高齢者給付費のおおむね2割であることから、機械的に前期高齢者の保険料の割合を2割と仮定した。〕

(単位:兆円)

前期高齢者 給付費	前期高齢者 給付費	財源内訳						
		協会健保		組合健保、共済等		国保		前期高齢者 の保険料 (2割)
		保険料	公費	保険料	保険料	公費	公費	
現行制度	5.2	1.3	0.2	1.7	1.0	1.0	—	—
長寿医療制度と 同様の仕組み とした場合	5.2	0.5	0.1	0.7	0.2	0.2	1.0	2.4

※ 平成21年度予算ベース

協会健保、組合健保、国保等の各制度の保険料は、現行制度ではそれぞれの制度に加入している前期高齢者の保険料を含むが、長寿医療制度と同様の仕組みとした場合、前期高齢者の保険料は先当てされるため各制度の保険料は65歳未満の者の保険料のみとなる。

現行制度において前期高齢者約1400万人(平成21年度予算案ベース)は、協会健保に170万人(12%)、組合健保、共済等に90万人(7%)、国保に1160万人(82%)が加入している。

注1:現行の長寿医療制度は、現役並み所得者は5割公費がないことから、給付に対する定率公費の割合は平成21年度予算ベースで47%となっている。したがって、今回の試算では、前期高齢者の給付に対する公費割合を47%と仮定。

注2:市町村国保の公費割合は50%として試算しており、市町村国保の保険料軽減等に対する公費の影響については考慮していない。